

令和7年2月定例会 福祉保健医療委員会の概要

日時 令和7年2月26日（水） 開会 午後3時 8分
閉会 午後3時53分

場所 第2委員会室

出席委員 逢澤圭一郎委員長
千葉達也副委員長
松本義明委員、藤井健志委員、日下部伸三委員、小久保憲一委員、
小谷野五雄委員、泉津井京子委員、水村篤弘委員、小早川一博委員、
井上航委員、伊藤はつみ委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
細野正福祉部長、縄田敬子こども政策局長、岸田正寿副部長、
武井裕之地域包括ケア局長、鈴木康之福祉政策課長、
播磨高志社会福祉課長、今井隆元地域包括ケア課長、
草野敏行高齢者福祉課長、小松素明ねんりんピック推進幹
茂木誠一障害者福祉推進課長、高橋良治障害者支援課長、
築地良和福祉監査課長、黒澤万里子こども政策課長、
山崎高延こども支援課長、菊池陽吾こども安全課長、
多久島康寿児童虐待対策幹、

[保健医療部]
表久仁和保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長兼感染症対策幹、
縄田敬子こども政策局長、横田淳一健康政策局長、坂行正医療政策局長、
武井裕之地域包括ケア局長、橋谷田元参事兼生活衛生課長、
加藤孝之保健医療政策課長、谷口良行感染症対策課長、
大熊誉隆国保医療課長、山口達也医療整備課長、千野正弘医療人材課長、
植竹淳二健康長寿課長、鈴木久美子疾病対策課長、坂梨栄二食品安全課長、
岡地哲也薬務課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第62号	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち 福祉部関係及び保健医療部関係	原案可決

2 請願

なし

【知事議案に対する質疑（福祉部関係）】

松本委員

資料2の（1）の「ア 福祉施設に対する支援」ということで幾つか施設があるが、高齢者施設についてまず伺う。

- 1 この補助金額は、そもそものように算定されたのか。また、おおむね1施設当たりどれぐらいの補助金額になるのか。
- 2 今回、食材費有りとしで分けているが、食材費補助分を施設がちゃんと食材、食費に反映したかどうかの確認はどのようにされるのか。
- 3 次のページ、介護障害福祉分野の人材確保職場環境改善補助事業だが、今回、国の仕組みが処遇改善加算を取得している事業所を対象にしているということだが、処遇改善加算を取得している事業所、ないところあると思うが、その割合がどうなっているのか。介護それから福祉施設それぞれどのような状況なのか伺う。
- 4 障害施設に対する人員について、今回、資料にあるとおり1人当たり54,000円程度と書いてあるが、補助金額はどのように算定するのか。また、内容を見ると補助金を使える用途として幾つか考えられると思うが、どのような用途で使えることになるのか。またどのような想定なのか伺う。
- 5 障害施設に関して、常勤換算で1人当たり54,000円程度の補助をする、人件費にする場合、施設の職員の賃金になっているかどうかの確認はどのようにされるのか。

高齢者福祉課長

- 1 高齢者施設においては、入所系、通所系、それから訪問系事業所が、それぞれ使用している年間の光熱水費及び燃料費の使用金額を国の統計調査から推計をして、そこに一定の上昇率、価格の上昇率を掛け、それを基に3か月相当分の補助金額を算定している。具体的には、施設の種別や使用している電気やガスの種類、また、利用者への食事提供の有無などにより補助金額は異なっているけれども、例えば、特別養護老人ホームなどの入所系施設については、定員1人当たりの単価が約22,000円程度ということになっているので、定員100人の場合の補助額は、1施設当たり約220万円程度となる。また、デイサービスセンターなどの通所系の施設だが、食事提供がある場合については、1事業所当たり約200,000円程度。それから、訪問介護や居宅介護支援など訪問系の事業所については1事業所当たり18,000円から28,000円程度ということになっている。
- 2 この事業については、エネルギー価格や食料品価格の高騰などの物価高騰によって、現に厳しい状況にある事業者の事業継続を支援するという趣旨のものであり、実際に食費に反映させたかどうかの事後確認を予定していない。
- 3 処遇改善加算を取得している事業所の割合だが、処遇改善加算の対象となっている事業所については、加算未取得の事業所の割合だが、令和7年1月1日時点で割合としては約10%程度、事業所数では1,304事業所が未取得という形になっている。

障害者支援課長

- 3 処遇改善の加算の取得状況は、障害福祉関係の施設だが取得している事業所が82%、取得していないところは約18%という状況になっている。
- 4 国の方から算定の仕方が示されており、一月当たりの障害福祉サービスなどの報酬総

額、毎月のサービス提供したときに得られる報酬の金額だが、そちらにサービスごとの類型別に交付の割合というものが国から示されている。それを掛け算して計算をするというルールになっている。その交付の割合というのが、国の説明によると、標準的な職員配置をしている事業所で常勤の福祉・介護職員1人当たりの金額が54,000円相当の補助が実現できる、そういうような金額になる割合ということで設定されており、その率を掛けて計算をするということになっている。使い方として職員への一時金の支給などの人件費や、職場の環境改善の取組、こういったものに要する費用に充てることができるというようなルールになっている。

- 5 申請の際に、当事業の計画書を出すことになっている。どの事業にどのぐらいの費用をかけるということで計画を出していただき、最終的に事業が終わったら、かけた費用について報告をすることになっているので、その過程で確認をする。

松本委員

資料2の2ページ目のイを見ていただきたいが、処遇改善加算取得をしていない事業所が結構ある。高齢者施設でも10%、障害者施設は18%ということだが、パーセントで言っても事業所数では1,000を超えるという中で、やはり、小さい事業所でなかなか処遇改善加算を取るための要件が満たせないところほど、こういったときに支援が必要ではないかなというように含めて、今回はもう事業の前までに処遇改善加算を取るの、もしかしたら間に合わないかもしれないが、処遇改善加算をいずれにしても取っていただけるよう、研修の要件とか幾つもあり、処遇改善加算も1から3まであったりいろいろとあると思うが、それを事業所に取得してもらうような支援は、県としてやっていくのか。また、今回はこの加算を取っていない事業所に関して、県としては、何か同様の支援というか、別の支援は考えていないのか。

高齢者福祉課長

これまでも未取得の事業所については、社会保険労務士等の専門家を派遣して、加算取得の支援を行ってきた。ただ、現実的に、小規模の事業所で、取得の事務の手間が掛けられない事業所があったり、そういった声も聞いているので、取得を希望する事業所については、きめ細かに、相談に対応していきたいというふうに考えている。また、今回別の形での補助というのは考えていないが、社労士の派遣と、高齢者福祉課としても、個別の事業所からの問合せをよくいただいたりするので、個別に支援を丁寧に行っていく。

小早川委員

資料の2ページの「ウ 施設型給付費負担金」に関して、処遇改善を行うための保育士等の人件費の増額分が計上されているけれども、この職員への処遇改善費が適切に給付されるということが重要だというふうに認識をしている。保育士の処遇改善に関する監査が自治体によって実施されているものと認識しているが、ある自治体の監査では、事業所から給与明細の提出を求めて、それをチェックすることで適切に給付がなされているというふうに確認を行っている市町がある。一方で、そこまで行っていないという市町もあるというふうに認識をしている。今回の増額分に関しても、この保育士等の処遇改善手当が適切に給付されていくということが重要だと思うが、この部分に関する県の見解と、今回の対応に関して伺う。

こども支援課長

まず、県の見解ということだが、これはもちろん保育士の処遇改善のために準備された予算であり、もちろんそのために使っていただくことが必要だと思っている。国の通知でも、今回の金額は迅速かつ確実に一時金等による賃金の支払及び法定福利費等の事業者負担分に充てることとされており、実際に現場の保育士に確実に行き渡ることが重要であると国の方の通知でも言われている。県の方も同様の認識である。実際の対応だが、具体的には、この通知の中で国は、都道府県を通じて市町村に対して各施設における人件費の改定分の支給額の使途に係る資料を出してもらい、その効果を検証するというふうにされている。具体的には、まだ示されていないところであるが、各保育施設から賃金の改善明細書を出していただき、その中で各施設がそれぞれ職員構成等を踏まえて、実際に適切に保育士等に配分されたかどうかを市町村が確認するという事になっている。県としては、今回の補正の金額が保育士等に確実に行き渡るように、県が市町村に対して行っている給付費等が適正に使われているかを確認する児童福祉行政指導監査というものがあるので、そのような中できちんと書類を確認して、給与に充てられているかどうかをしっかりと確認していきたいというふうに考えている。

小早川委員

今回、確認を行っていくということだが、これまで実際に保育士をされている方からのお声ということで、やはり処遇改善が反映されていないのではないかという御相談もいただいたことがあり、県内の市町幾つか確認をする中で、市町において監査が給与明細まで確認しに行くということが行われていないというふうな声も伺っている。そういったことがないように、今回の給付に当たってはしっかり県の方も確認をしていただきたいというふうに思う。（意見）

泉津井委員

- 1 資料2について質問する。アであるが、該当施設の方からは、物価高騰で経営も苦しくこうした緊急経済対策の周知や申請受け付けを早く開始してほしい、または、申請は簡便にしてほしいと切実な訴えを伺っている。補助金の周知や申請などのスケジュールなどどうなっているか。また、申請者の負担を軽減するための取組など、何かされているのか。
- 2 介護、障害福祉分野の人材確保、職場環境改善補助の効果測定についてである。特に介護分野に関して伺います。こちらの生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図る人材確保定着の基盤を構築する事業者に対して補助をすると書いてあるが、こちらを数値化したりするのが難しいのかなと思ったが、こういったところに関してどのような基準で決めていくのか。また、この事業の効果をこちらでも数値化はなかなか難しいと思うがどのように測定して、補助が適切に活用されているかというところをどのように評価していくなどをお聞かせいただきたい。

高齢者福祉課長

- 1 補助金の申請受付については、こちらの補正予算が成立後に速やかに準備を進め、県ホームページや関係団体を通じての周知を行い、準備ができ次第、受付を開始するという事を考えている。各事業所に対しては、審査が終わったものから順次、なるべく速やかに、補助金が支払われるように努めていく。それから、手続の簡素化、簡便にというようなことだが、具体的には電子申請フォームを用意、なるべく定型的にして、補助

申請者の方が簡易に申請をできるような工夫を考えている。これは、前回も同様に行った方法を踏襲して考えている。

- 2 今回のこの処遇改善の補助金については、処遇改善加算を取得している事業所というのが、まず前提になる。こうした事業所のうち、職場環境改善の取組を実施又は、これから実施すると、いわゆる計画中であるというそういった全ての事業所が対象になってくる。申請時には、これらの取組内容を申請書から確認することで、補助対象事業所であるかどうかの審査を行っていく。また、事業実施後は、人件費の改善であったり、職場環境改善だったり、実績報告書にそういった内容を記載していただき、補助金の活用状況を確認していく。効果測定だが、職場環境改善の取組については、ほぼこれが処遇改善加算の取得要件とほぼ一致しているので、より上位の加算取得につながっているかを、県として確認調査をして効果を確認してまいりたい。

伊藤委員

- 1 アとイの両方共通の質問だが、対象事業所に対してはプッシュ型で事業申請ができるのかどうか。
- 2 イの事業だが、訪問介護事業所というのは、全国で継続運営が大きな課題となっている。今回事業もそうだが、基本報酬の引下げが訪問介護事業所にとっては本当に危機的な状態になっている。県として、この支援単価でどの程度カバーができるのか、こういう実態調査というのはしているのか。

高齢者福祉課長

- 1 例えば、小規模な事業所、まず周知方法について、基本的には高齢施設の場合は、「さいたま介護ねっと」というポータルサイトに情報を掲載するとともに、在宅系の事業所の協議会等そういった関係団体を通じた周知を行っていく。さらに、例えば、インターネットアクセスが難しいという事業所もあるので、そういったところには、こちらが把握している限りファックスで送信し、周知することも併せて考えている。
- 2 今回の処遇改善の補助の目的が、国で総合経済対策の一環としてメニュー化されたものであり、生産性向上とか職場環境改善による更なる賃上げを支援するという目的の補助事業になっている。そのため、基本的には基本報酬の介護報酬の引下げの影響については、その基本となる介護報酬の改定というのが国においてなされるというのが基本だと考えているので、今回はあくまで処遇改善の加算等を促進するための緊急的な措置というような捉え方で考えている。さらに、訪問介護事業所への支援については、今回新規事業として当初予算で要求しているが、訪問介護事業所で広報や研修など一定の取組をした事業所に対して、補助をするという別立ての事業を提案しているので、こういったものを通じて訪問介護事業所の支援には力を入れてまいりたいというふうに考えている。

【知事議案に対する質疑（保健医療部関係）】

松本委員

- 1 医療提供施設等光熱費等高騰対策支援事業の方だが、まず、この補助単価の算出はどのような形でされたのか。
- 2 この病院などだが、なかなか電気・ガス・水道かなり大変だと思うが、経営が厳しいと聞いており速やかな執行が望まれるが、本支援金の支援スケジュール、なるべく早くという部分はどのように対応されるのか伺う。

- 3 この事業自体が2回目ということで、前回、令和5年12月の補正で上がっているけれども、そのときの支援効果であったり、そのときの反省も生かして今回やられると思うが、支援効果など前回は踏まえてどのような形で行われるのか。

保健医療政策課長

- 1 補助単価は、各施設における光熱費等のサンプル調査や小売物価統計調査を踏まえ設定している。具体的には、施設の種別ごとに、物価上昇前の、具体的には令和3年8月から令和4年1月までの6ヶ月の光熱費等と、直近6ヶ月、具体的には令和6年7月から12月の光熱費等を比較し物価上昇率を算出して、物価上昇前の光熱費3ヶ月分に物価上昇率を乗じ、1床当たり、そして1施設当たりの補助単価を算出したものである。
- 2 光熱費の高騰に対する緊急支援という趣旨に鑑み、可能な限り迅速に支援金の支払をしたいと考えており、具体的には、予算が認められたら、速やかに手続を開始し、3月中に支援金の申請受付・審査事務を行う委託業者の入札を行い、事業者と契約を締結した上で、4月から対象の医療提供施設等に申請案内を開始する予定である。4月以降、順次申請を受け付け、準備ができ次第、支援金の支払を開始し、7月までに交付を終えたい、7月までに執行したいと考えている。
- 3 前回の令和5年12月補正における医療提供施設からの申請率であるが、病院が100%、有床診療所は85.9%、歯科診療所は74.7%、調剤薬局は89.1%と高く、ニーズのある効果的な支援であったと考えている。現在の光熱費等の物価高騰に対しても、県の継続的な支援を要請する声が上がっていることから、改めて補正予算をお願いするものである。

小久保委員

今回の補正の二事業についてであるが、この支援金の支払方法について確認させていただく。医療提供施設等については、実績払を求めない、積算根拠に基づく定額払で交付するという説明であった。一方、看護師等の養成所については、定額払と、それから実績払の両者を比較した上で、安価の方を交付するという説明であった。当然、定額払を採用した場合には、この実績払との差額が発生するが、このように至った理由について教えていただきたい。

保健医療政策課長

御指摘いただいた光熱費高騰の実績を正確に把握して支援をするという考え方ももちろんあるが、この医療提供施設については、サンプル調査により施設種別やエネルギー契約の種別ごとに光熱費高騰の状況を把握した上で、きめ細かく補助額を設定している。また、厚生労働省が事務連絡で示した、医療機関への支援に関する重点支援地方交付金の優良な活用事例の紹介においても、病院については1床当たり、無床診療所においては1施設当たりの定額補助ということが示されているところである。また、私もこれまで3回この関係の補正を行ってきたが、同様の単位としており、こちらについて受けられた事業者の皆様から、特段の意見等はなかった。また、実績補助とした場合には、定額補助と比較して支給までにどうしても時間を要するとか、その事業者の皆様からいろいろな証拠書類を出していただく必要もある。そういう点から私どもとしては、1床当たり、そして1施設当たりの定額補助として、19,000件の申請に対応してまいりたいと考えている。

医療人材課長

私どもでは、看護師等養成所についての補助になるが、こちらは、光熱費の実績と学生数に基準額を乗じた額を比較して、低額な方を補助額としている。こちらは、医療施設等と異なり、対象施設も３３校と比較的少ないことから、丁寧に物価高騰により発生してしまっている急激な価格上昇分を把握して補助することで、養成所の運営の安定化を図るための支援とさせていただいているところである。また、養成所については運営費の補助を行っており、こういった光熱費の補助についても、その制度との整合性も図る必要があり、運営費同様実績との比較で積算をしているところである。